

令和6年度 山梨県子どもの学習・生活支援事業委託事業者の選定における採点表

審査区分		評価項目	配点	評価区分				
1	実施体制	①事業参画の意欲がある	10	A (10)	B (8)	C (5)	D (2)	E (0)
		②確実に業務が遂行できる実施体制になっている	10	A (10)	B (8)	C (5)	D (2)	E (0)
		③配置する職員には、子どもの支援に対する理解が充分にある	10	A (10)	B (8)	C (5)	D (2)	E (0)
		④配置する職員は、学習支援の経験が豊富である	10	A (10)	B (8)	C (5)	D (2)	E (0)
		⑤インフルエンザ等の感染拡大時にも独自の学習支援場所を確保できる	10	A (10)	B (8)	C (5)	D (2)	E (0)
2	支援内容	①山梨県における子どもの貧困の現状や課題、本業務の目的を理解し、使命感を持っている	10	A (10)	B (8)	C (5)	D (2)	E (0)
		②対象家庭の個々の事情に応じた子ども及び保護者の生活相談、実践的な支援ができる	10	A (10)	B (8)	C (5)	D (2)	E (0)
		③参加者の学習及び進学相談に関する効果的な指導が期待できる	10	A (10)	B (8)	C (5)	D (2)	E (0)
		④参加者に対し、学習意欲向上、日々の充実に資する独自サービスを提案できる	10	A (10)	B (8)	C (5)	D (2)	E (0)
3	提案価格	仕様書にある事項を実現できるだけの内容が担保されていることを前提とし、価格の低い順に評価する	—	最低提案額を出した団体に10点、次点団体にを8点、これ以下は加点を行わない。				

※採点における評価は、次のA～Eの5段階で行う

A：非常に優れている（配点×1.0） B：優れている（配点×0.8） C：標準（配点×0.5） D：やや劣る（配点×0.2） E：劣る（0点）